

第 495 回 福井地方最低賃金審議会

日時：令和 4 年 8 月 8 日（月）

午後 1 時～

場所：福井労働基準監督 2 階会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 福井労働局長挨拶

3 議 題

- (1) 令和 4 年度福井県最低賃金の改正決定について（答申）
- (2) その他

4 閉 会

令和4年8月8日

福井労働局長

田原 孝明 殿

福井地方最低賃金審議会

会長 新宮 晋

福井県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月5日付け福井労発基 0705 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、当審議会においては、最低賃金の引き上げに対して、県内の中小企業・小規模事業者が事業の継続性を担保・維持するために実効性のある支援策が必要であると考え、業務改善助成金の改善、新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金の延長、社会保険料の免除等の支援策の強化、弾力的な対応及び費用の適切な価格転嫁に向けた環境整備を強く政府、関係機関に求めるものである。

福井県最低賃金を次のとおり改正すること。

- 1 適用する地域
福井県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 888円
- 5 最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり（令和4年10月2日）